長崎県における
がん登録の実施体制及び
利活用について

令和5年7月13日（木）

長崎県　福祉保健部　医療政策課

長崎県のがん登録

・1958年　地域がん登録として開始
・2016年（H28年）より全国がん登録が開始

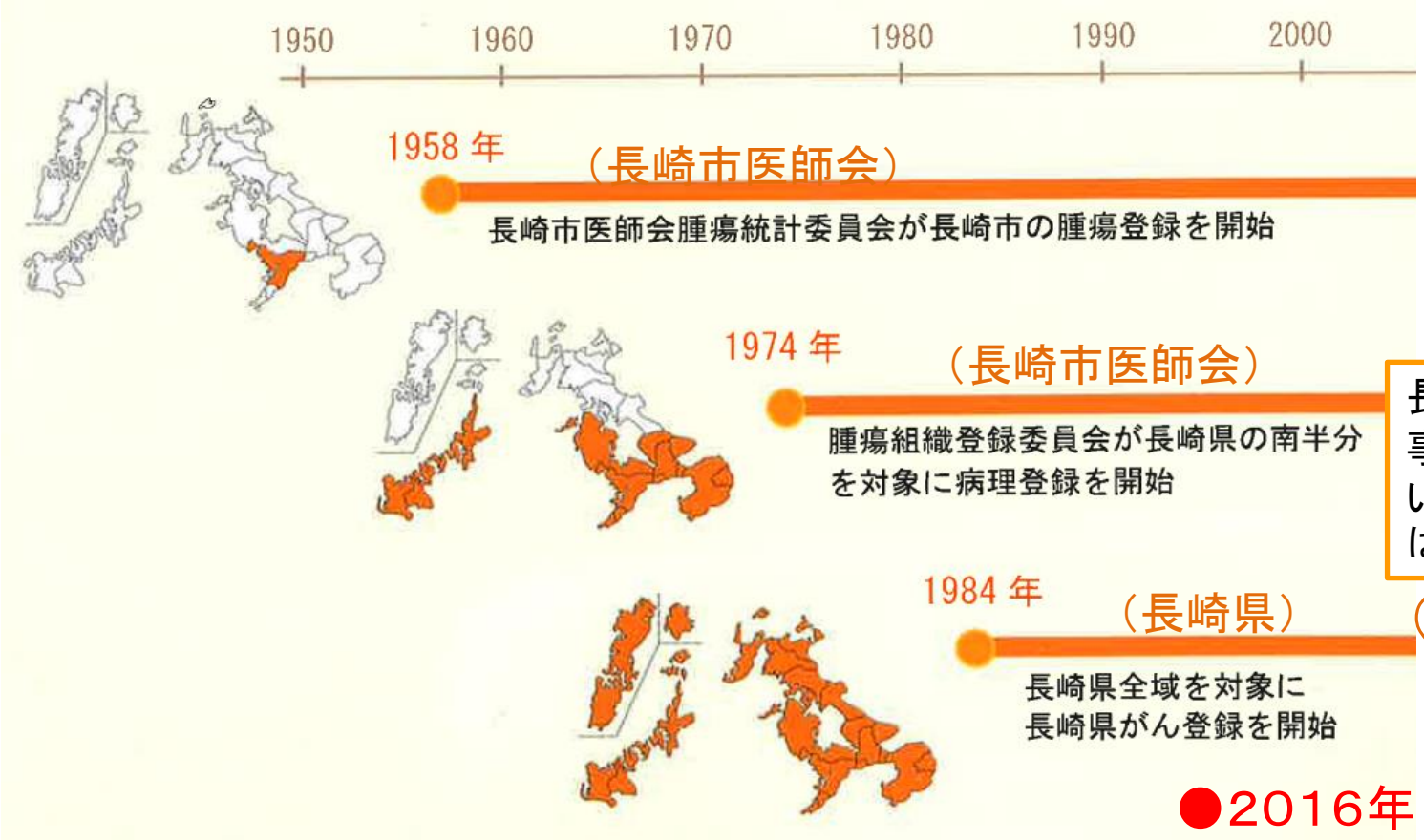

長崎県がん登録事務は終了していますが、利活用は可能です。

（登録は終了）

●2016年（H28年）～
全国がん登録開始

出典：長崎市医師会腫瘍統計委員会　五十周年記念誌

全国がん登録

平成25年12月　「がん登録等の推進に関する法律」が成立
平成28年１月　　施行

【目的】（法第１条から抜粋）

- がん医療やがん検診の質の向上
- がん予防の推進
- これらに関する国民への情報提供の充実

こうしたがん対策を、科学的知見に基づき実施し、一層の充実に資するために

がんのり患、診療、転帰等の**状況の把握**
及び分析その他のがんに係る**調査研究を推進**する。

長崎県における全国がん登録の実施体制

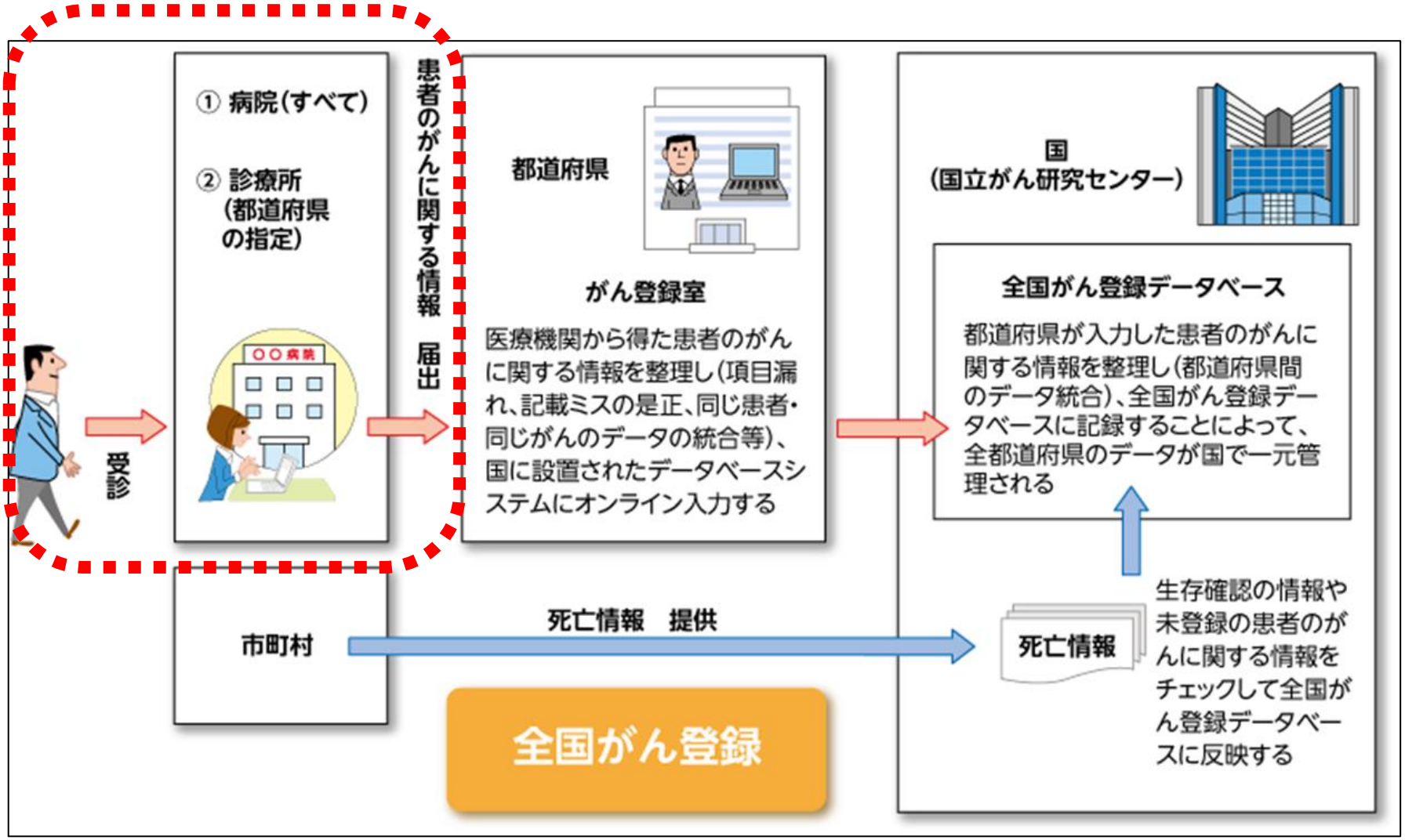

※国立がん研究センターがん情報サービスから引用

病院等による届出（誰が、何を）

■ポイント1：誰が届出をしなければならないのか？

→　病院には例外なく届出義務がある。（法第6条第1項）

→　県知事により指定された診療所には届出義務がある。（法第6条第2項）

■ポイント2：何を届出しなければならないのか？

→　法第6条第1項に定める情報を届け出る必要があります。

【参考】法第6条第1項から抜粋
一　当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
二　当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
三　当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
四　当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
五　当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
六　当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
七　当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
八　当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
九　その他厚生労働省令で定める事項

病院等による届出（いつまでに）

■ポイント3：いつまでに届出をしなければならないのか？

→ 厚生労働省令で定める期間内に、届け出なければならない。
（法第6条第1項）

★省令「がん登録等の推進に関する法律施行規則」第10条(届出を行う期間)から抜粋

「省令で定める期間は、当該がんの診断日の翌年の12月31日までとする。」

【例】

診断日	届出期限
2020年1月10日	2021年12月31日
2020年12月25日	
2021年12月30日	2022年12月31日
2022年1月5日	2023年12月31日

病院等による届出（状況）

		2019年診断症例	2020年診断症例	2021年診断症例
届出医療機関数		97	94	91
届出件数	拠点病院	9,551	9,139	9,191
	準拠点病院	1,829	1,774	1,857
	病院	6,387	6,335	6,537
	診療所	17	11	2
届出件数合計		17,784	17,259	17,587
集約情報累計		83,137		

※長崎県がん登録事業報告　長崎県におけるがんの罹患と死亡　2019年診断症例より抜粋

2023年2月6日現在

長崎県における全国がん登録の実施体制

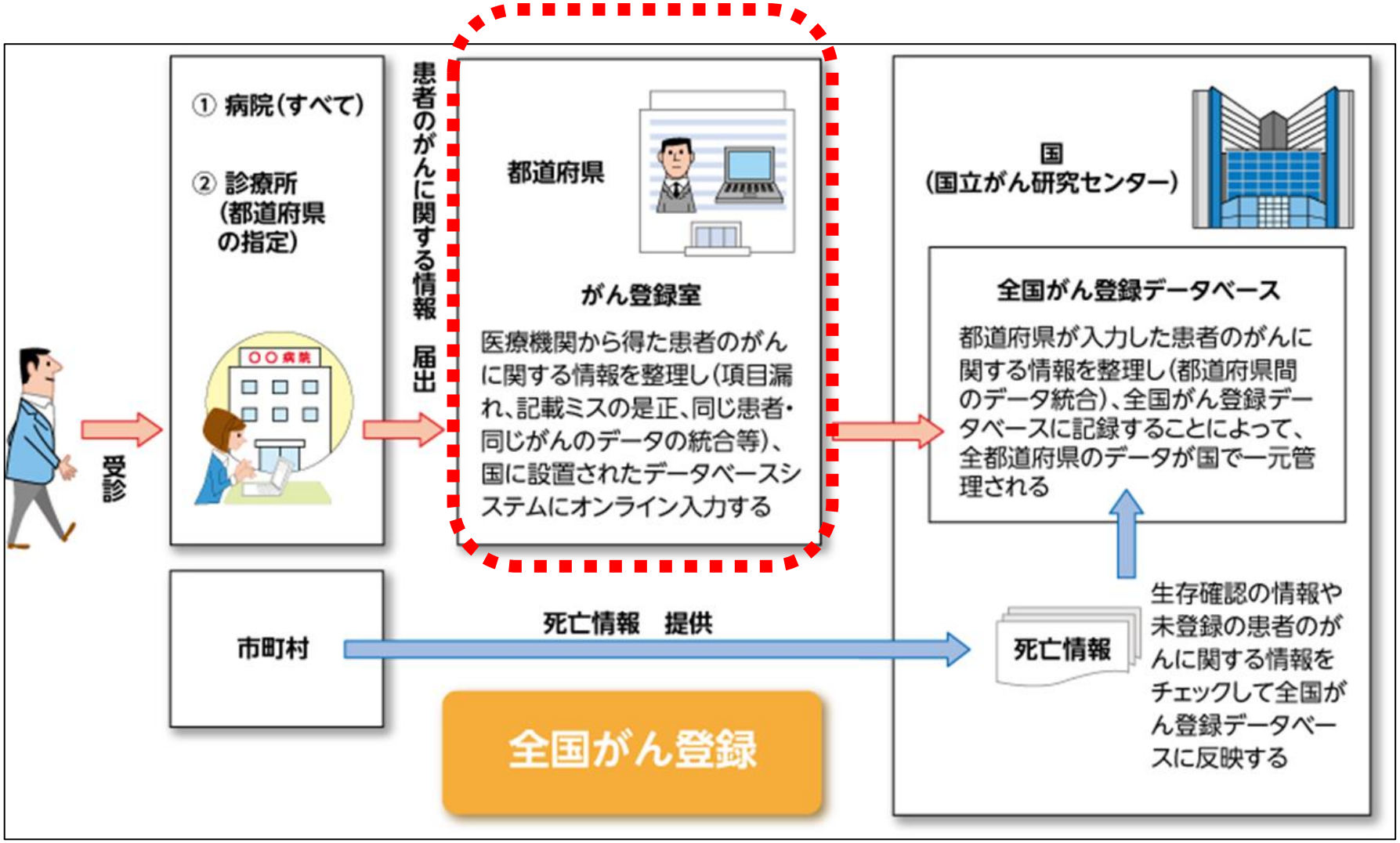

※国立がん研究センターがん情報サービスから引用

長崎県がん登録室の体制

■全国がん登録における県の主な役割

→　県内の病院等から届出がされた情報について審査及び整理を行い、全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を国に提出（法第８条第１項）

→　がんに係る調査研究を行う者などからの申出等に基づくがん登録情報の提供（法第19条～第21条）

「長崎県がん登録室」で実施

長崎県がん登録室の体制

公益財団法人放射線影響研究所　に委託

■委託に関する規定

当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。（法第24条）

・がん医療等に科学的知見を有する者（省令第8条）
※県の附属機関「がん登録委員会」に
　報告し、委託

施設名	公益財団法人 放射線影響研究所
住所	長崎県長崎市中川１丁目8-6
電話番号	095-823-1121

長崎県における全国がん登録の実施体制

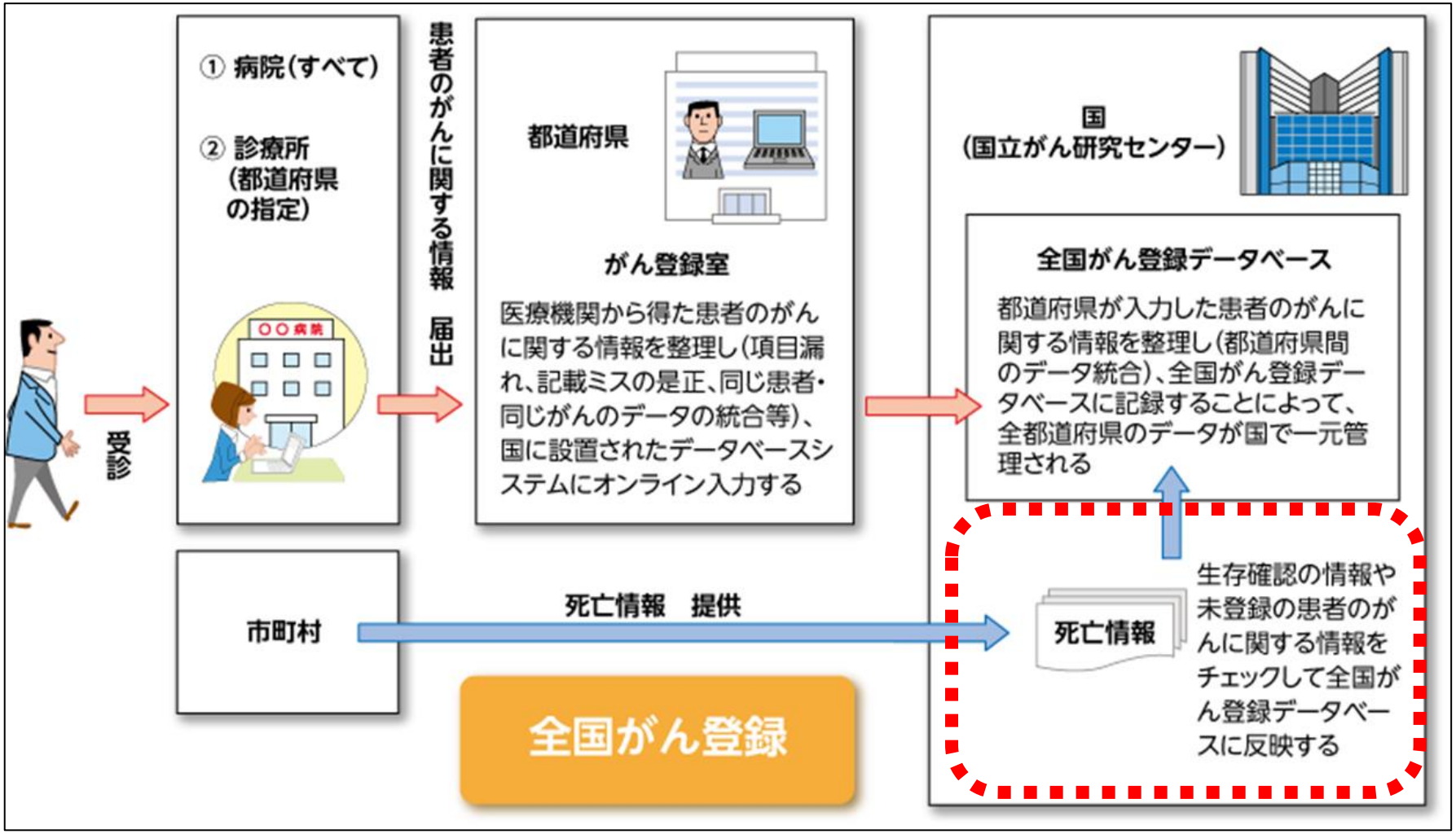

※国立がん研究センターがん情報サービスから引用

遡り調査

■生存確認情報のデータベースへの記録

→　国では、市町村から提出された死亡者情報票（氏名、生年月日、死亡日、死因、死亡診断書の作成に係る病院等の名称など）と、がん登録情報を照合し、生存確認情報を記録します。（法第12条）

死亡者情報票によって初めて判明したがん（がん登録されていない）

「遡り調査」を実施（法第14条）

※毎年9月頃実施

県は、当該病院等に対して、登録の誤りや漏れなどが無いか確認の協力を求めます。（法第16条に基づく協力の要請）

全国がん登録の精度

■DCO（Death Certificate Only）とは？

→　がん登録において、死亡情報のみで登録された患者のこと。DCO%が低いほど計測された罹患数の信頼性が高いとみなされる。国際的ながん登録の水準では、DCOは10%以下であることが求められている。

	DCO（%）
長崎県	1.4
全国平均	1.9

※　全国がん登録 罹患数・率 報告2019年　、長崎県がん登録事業報告　長崎県におけるがんの罹患と死亡　2019年診断症例より抜粋
※　上記値は、上皮内がんを除く

全国がん登録の精度向上・維持のため
「遡り調査」は非常に重要な調査です。
引き続きご協力よろしくお願いします。

全国がん登録情報の利活用

■情報の利用及び提供について、次のとおり法律に定められています。

①都道府県知事による利用（法第18条）

②市町村等への提供（法第19条）

③病院等への提供（法第20条）

④調査研究を行う者への提供

（法第21条　第8項（非匿名化）、第9項（匿名化））

利活用の実態（第18条）

①都道府県知事による利用（法第18条）

県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために自ら利用可能。

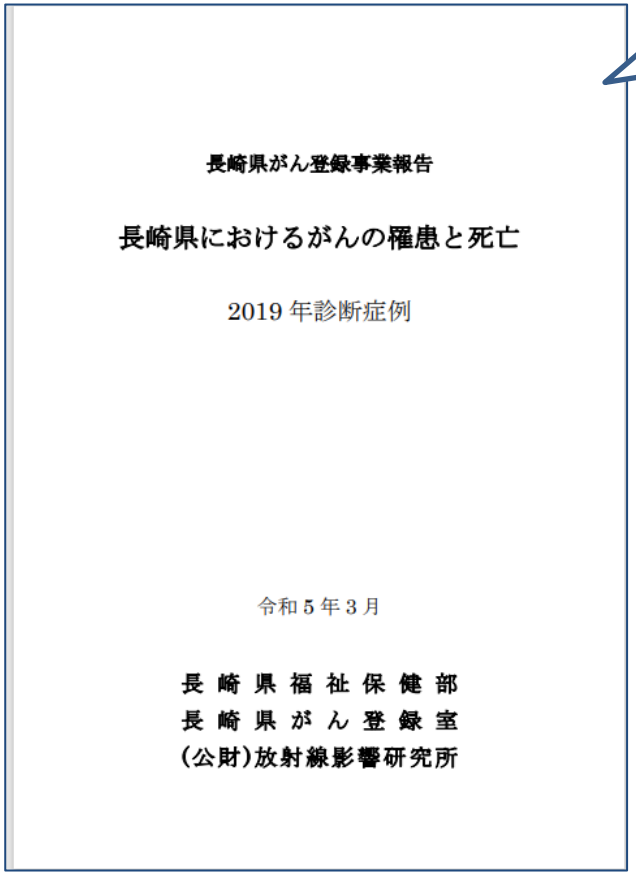

長崎県がん登録事業報告

長崎県におけるがんの罹患と死亡

2019 年診断症例

令和 5 年 3 月

長 崎 県 福 祉 保 健 部
長 崎 県 が ん 登 録 室
(公財)放射線影響研究所

●毎年度末（3月）に公表
　2023年3月：2019年診断症例
●県ホームページに掲載
　長崎県→医療政策課→がん対策→がん登録

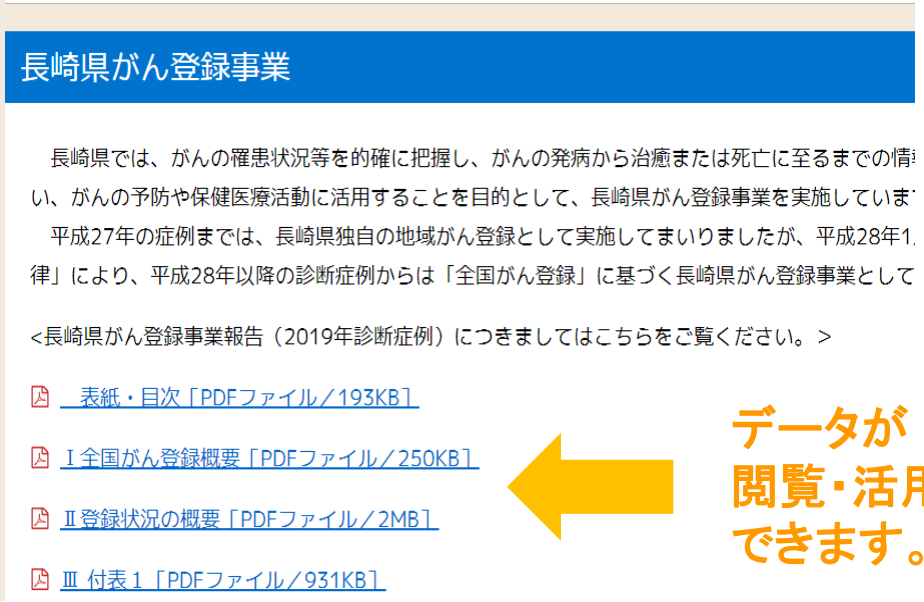

長崎県がん登録事業

長崎県では、がんの罹患状況等を的確に把握し、がんの発病から治癒または死亡に至るまでの情
い、がんの予防や保健医療活動に活用することを目的として、長崎県がん登録事業を実施していま
平成27年の症例までは、長崎県独自の地域がん登録として実施してまいりましたが、平成28年1
律」により、平成28年以降の診断症例からは「全国がん登録」に基づく長崎県がん登録事業として

<長崎県がん登録事業報告（2019年診断症例）につきましてはこちらをご覧ください。>

- 表紙・目次［PDFファイル／193KB］
- Ⅰ全国がん登録概要［PDFファイル／250KB］
- Ⅱ登録状況の概要［PDFファイル／2MB］
- Ⅲ 付表１［PDFファイル／931KB］

データが閲覧・活用できます。

利活用の実態（第18条）

【例】

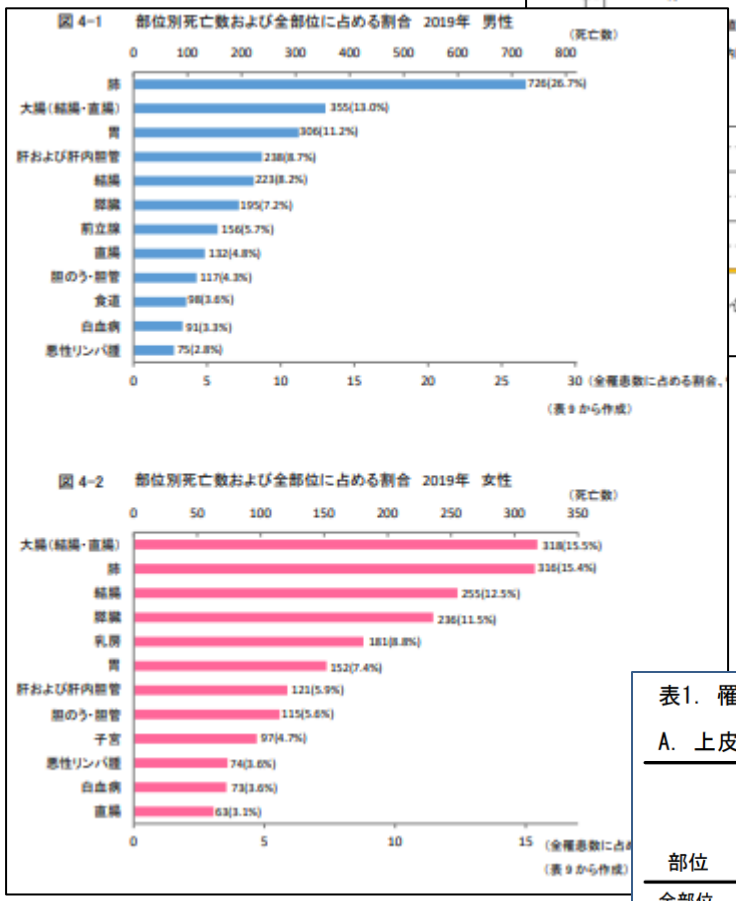

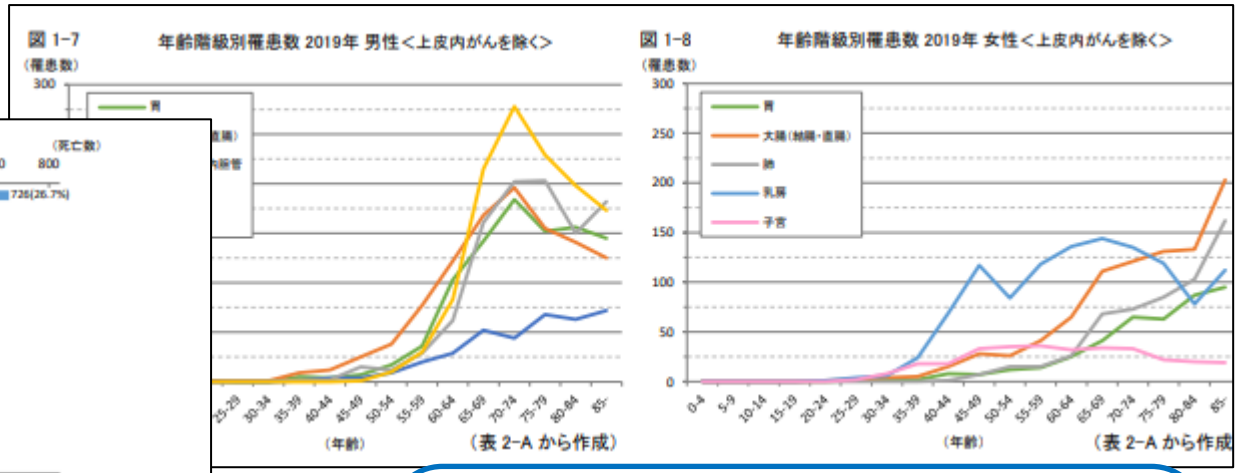

報告書の集計データ等は、県のがん対策推進計画の進捗状況の把握　、がん患者向け事業の事業規模の試算などに活用。

表1. 罹患数、部位割合（%）、粗罹患率（人口10万対）、年齢調整罹患率（人口10万対）、累積罹患率（%）：　部

A. 上皮内がんを除く

部位	ICD-10	罹患数 男	罹患数 女	罹患数 総数 *1	部位割合 男	部位割合 女	部位割合 総数 *1	粗罹患率 男	粗罹患率 女	粗罹患率 総数 *1
全部位	C00-C96	6,918	5,307	12,226	100.0	100.0	100.0	1,108.7	756.0	922.0
口腔・咽頭	C00-C14	209	90	299	3.0	1.7	2.4	33.5	12.8	22.5
食道	C15	260	49	309	3.8	0.9	2.5	41.7	7.0	23.3
胃	C16	952	427	1,379	13.8	8.0	11.3	152.6	60.8	104.0
大腸（結腸・直腸）	C18-C20	1,071	886	1,957	15.5	16.7	16.0	171.6	126.2	147.6
結腸	C18	689	673	1,362	10.0	12.7	11.1	110.4	95.9	102.7
直腸	C19-C20	382	213	595	5.5	4.0	4.9	61.2	30.3	44.9
肝および肝内胆管	C22	366	164	530	5.3	3.1	4.3	58.7	23.4	40.0

利活用の実態（第20条）

③病院等への提供（法第20条）

県知事は、県内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（生存確認情報などに限る）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。

第20条の課題

【第20条の課題】※第15回厚生科学審議会がん登録部会（R2.11.25）資料より

1　申請できるが，情報が提供されない
（自院の患者情報でも、県がん登録室を対象とする安全管理措置が必要。
⇒安全管理措置の要件が病院の体制に合わない）

2　院内がん登録への活用が限定される
（生存確認情報は原則5年で消去する必要あり。カルテへの転記不可。）

➡ 利活用の促進に向け、法やマニュアルの改正について議論が進んでいます。

利活用の実態（第21条）

④調査研究を行う者への提供（法第21条）

がんに係る調査研究を行う者から情報の提供の求めを受けた場合において、必要な要件を満たす場合、その調査研究に必要な限度で、提供を行うことができる。

【要件】※法第21条から抜粋

☑ 調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

☑ がん医療の質の向上等に資する調査研究の実績を有すること。

☑ 情報の漏洩や滅失の防止など、適切な管理措置が取られていること。　等

利活用の実態

■資料利用申請状況

	地域がん登録 （長崎県がん登録）	全国がん登録
令和4年	10件	7件
令和3年	29件	3件
令和2年	34件	2件

【例】研究等への活用

→ 原爆被爆者のがん罹患に関するリスク解析

→ がん検診の有効性やがん患者の受療行動に関する分析

→ がん対策やがん医療の現状と課題分析

世界保健機構（WHO）の支部、国際がん研究機関（IARC）との共同研究により，世界のがん罹患統計である、「5大陸のがん罹患」等で**世界的統計データとしての活用・貢献**しています。

世界におけるがん罹患統計（国際がん研究機関：IARC）

五大陸のがん罹患
Cancer incidence in Five Continents (CI5)

がん登録に関する問い合わせ先

【届出内容に関すること】

長崎県がん登録室（放射線影響研究所内）

095-823-1125

095-824-5505　（ダイヤルイン）

【オンラインシステムの申請・不具合に関すること】

国立がん研究センターがん情報サービス

03-4216-3943（がん登録センター管理室）

https://mio.ccr.ncc.go.jp/ikss/advice/cancer_questions（専用問い合わせフォーム）

【その他】

長崎県　福祉保健部 医療政策課　がん対策班

095-895-2467（ダイヤルイン）